

(法第10条第1項関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

ノーマライゼーション及びインクルージョンの理念のもと、自立と共生の社会を目指して平成18年には障害者自立支援法が施行された。同法は平成25年4月より障害者総合支援法へと改正され、その法のもと、現在も障がいのある人が地域で生きていくための様々な障がい福祉サービスが運用されている。

就労系障がい福祉サービスの社会的役割は三つあると考える。そしてその三つは段階的に行われるものである。一つ目はセーフティネット機能。二つ目は経済的自立の基盤としての機能。最後にノーマライゼーション及びインクルージョンの実現である。現在愛媛県内には238（定員4,414名）の就労系福祉サービス事業所が存在し、それぞれがそれぞれの特性を活かし多岐にわたる作業や訓練を提供し、上記の役割を果たしている。

少子高齢化問題や人口減少問題が日本全国で叫ばれて久しいが、今後長期的には一般企業においても労働力の減少による生産力の低下が予想される。また厚生労働省の様々な施策及びCSR（企業の社会的責任）の観点から、一般企業において障がい者を積極的に雇用しようとする機運が高まっている。だからこそ、三つ目の役割であるノーマライゼーション及びインクルージョンの実現に重きを置いた障がいのある人のための就労支援事業を展開したい。一般企業において当たり前に行う経済活動を行う障がい者を一人でも多く輩出するため、雇用側である企業と被雇用側である障がい者の間に立って、調整を行いながら全般的な就労支援を行っていく。

障がいのある人のニーズを受け止め、誠心誠意それに応えていきながら、社会福祉の信念を持って真の自立と共生の社会を実現するために、障がい福祉サービス事業に取り組みたくそのサービスを受託・運営する必要条件である法人格を取得いたしたい。

また、この事業を実現していくためには、多くの協力者を必要とすることから特定非営利活動法人として設立いたしたい。

特定非営利活動法人まこと

設立代表者 愛媛県松山市南久米町149番地5

第6ゴトービル406号

氏名 鈴木 公生

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 2部作成する。